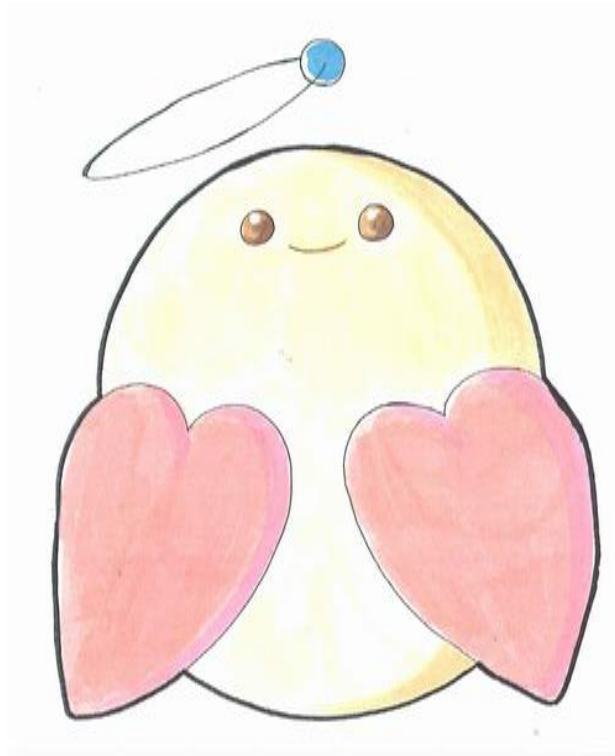


# 上越市社会福祉協議会 運営・事業実施計画

--- 基本理念 ---

**共に生き共につくる福祉社会を目指して**

~いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を~



キャラクター名：ぬくりん

平成22年11月

社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

# 上越市社会福祉協議会 運営・事業実施計画

## 【目 次】

	ページ
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 上越市の地域福祉の現状と課題	3
1 地域福祉をめぐる上越市の現状と課題	3
(1) 国及び県の動向	2
(2) 上越市の現状と課題	3
(3) 上越市の今後の地域福祉	3
2 上越市社会福祉協議会を取り巻く現状と課題	8
(1) 現状	8
(2) 課題	8
第3章 上越市社会福祉協議会の理念と目標	10
1 基本理念	10
2 基本目標	10
(1) 地域に信頼される社協づくり	10
(2) 住民参加による地域福祉の推進	10
(3) 利用者本位の福祉サービスの提供	10
第4章 実施方針及び事業計画	11
1－(1) 目指すべき社協像の確立と実践	11
(2) 各種基盤づくりの強化	11
2－(1) 住民主体による福祉のまちづくり	14
(2) ボランティア・福祉を支える人づくり	16
(3) 個別支援の強化	17
3－(1) 安全安心な福祉サービスの提供	18
(2) 福祉サービスの質の向上	18
(3) 在宅福祉サービスの充実	19
(4) 相談支援体制の充実	20
第5章 計画推進に向けて	21
(1) 財源確保	21
(2) 市民などとの協働体制	21
(3) 人材育成	21
(4) 計画の進捗管理	21
【参考】 上越市社協運営・事業実施計画の体系図	22
実施方針項目・事業別年次別実施計画一覧表	23
策定委員会設置要綱・委員名簿、会議開催状況等	29

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の目的

上越市社会福祉協議会(以下、「上越市社協」という。)は、昭和26年に任意団体として設立され、昭和43年に社会福祉法人格を取得し、地域福祉の推進に取り組んできました。そして平成12年5月、社会福祉事業法が全面的に改変され名称も社会福祉法と改められるとともに、その中で社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、地域福祉推進の中核的存在として明確に位置付けられました。

社協が結成された当初は、地域の中にある貧困・低所得者問題といったような「福祉に欠ける状態」を改善し解決を図る地域内や当事者などの組織化が最大の課題であり、その問題解決の中心的役割を果たしてきましたが、その後、豊かな生活を支える対策や長寿社会に対応する対策、若者の社会体験の場づくりなどを含めたボランティア活動の推進が新たな地域福祉の課題として取り上げられることに伴い、住民の参加・参画を得て問題解決を図る福祉教育の推進などに取り組んできました。

さらに現在は、少子高齢化社会が進む中、自己決定、自立支援、生活の質の向上を図るため、在宅福祉の推進を中心とした介護保険事業への参入や日常生活自立支援事業による権利擁護など、個別の福祉課題の解決を支援する活動に取り組んでいます。

しかしながら、引き続き経済不況の影響に伴う財政の逼迫などの厳しい状況の中で、これまで取り組んできた事業活動を客観的に検証するとともに、今後のあるべき上越市社協の理念や役割を明確にしたうえで、具体的な事業を明らかにしていく必要があります。

特に、平成16年12月28日の上越地域14市町村社協の合併により地域が広域化したことに伴い、それぞれの地域のこれまでの取り組みを踏まえて、調和のある取り組みをしなければなりません。そのためには住民の参画による地域福祉の推進に積極的に取り組むことが求められているとともに、上越市全域にわたる共通のニーズのほか、それぞれの地域における固有なニーズにも柔軟に応じた支援活動を推進していく中核的役割が期待されています。

こうした上越市社協の責務・役割を深く認識し、今後とも「共に生き共につくる福祉社会」をめざし、地域福祉課題に適切・的確に対応できるしくみと体制づくりを構築するために、上越市社協の今後のあり方を明確にするとともに、その実現に向けた具体的・計画的な各種事業を推進していく運営・事業実施計画を策定いたします。

### 2 計画の位置付け

上越市が平成19年に策定した地域福祉計画の中で「上越市社会福祉協議会は地域の特性を生かした福祉の推進を目指し、在宅福祉サービスの提供や各種福祉活動の支援を行うなど、民間福祉団体の中核をなす重要な役割を担っている。」とされています。

さらに、社会福祉法では「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられています。

このことを受け、本計画は上越市社協の理念及びそれに基づいた目標と具体的な活動内容を明らかにすることにより、今後の上越市社協のあり方と事業展開の指針となる計画とします。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から27年度までの5年間とします。

## 第2章 上越市の地域福祉の現状と課題

### 1 地域福祉をめぐる上越市の現状と課題

#### (1) 国及び県の動向

長引く経済不況は、国及び地方公共団体等に大きな影響を与えており、社会福祉分野においても今後の影響が懸念されます。

緩やかな景気回復が経済指標にも表れはじめていますが、依然として社会経済情勢に大きな変化はなく、社会福祉を推進していくには、なお厳しい環境にあります。

#### (2) 上越市の現状と課題

平成17年1月1日、上越市は周辺13町村と合併し、新しい上越市が誕生しました。合併により、上越市の人口は約13万5千人から約21万人に、面積も約249km<sup>2</sup>から約973km<sup>2</sup>へと大幅に増加するなど都市の構成要素が変化するとともに、中山間地の増大といった地勢の変化等に伴い、安塚区で実施している「高齢者支援ネットワーク事業」や浦川原区等で実施している「生活支援ハウス事業」など、従来の地域での特色ある取り組みと同時に、高齢者の孤独死や虐待防止に向けた「高齢者見守りネットワーク事業」など、全市的課題解決に向けた取り組みが展開されています。

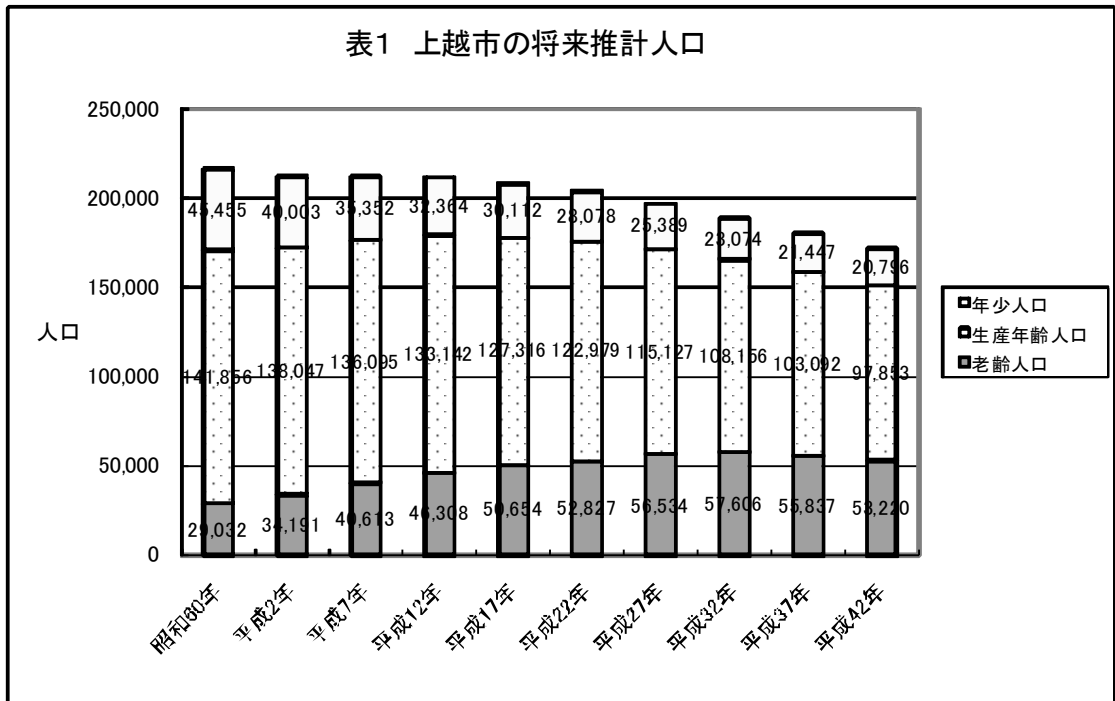
また、人口減少、少子高齢化、環境問題への意識の高まりなど、市民の価値観・生活様式の多様化もあいまって、質・量ともに拡大している住民の福祉ニーズに対する取り組みが進められています。

#### (3) 上越市の今後の地域福祉

##### ① 将来推計人口等

上越市では、表1で見られるように、昭和60年以降人口減少が続いており、平成17年国勢調査が行われた平成17年10月1日時点の人口は208,082人で、平成12年の国勢調査と比較すると約1.8%減少しました。

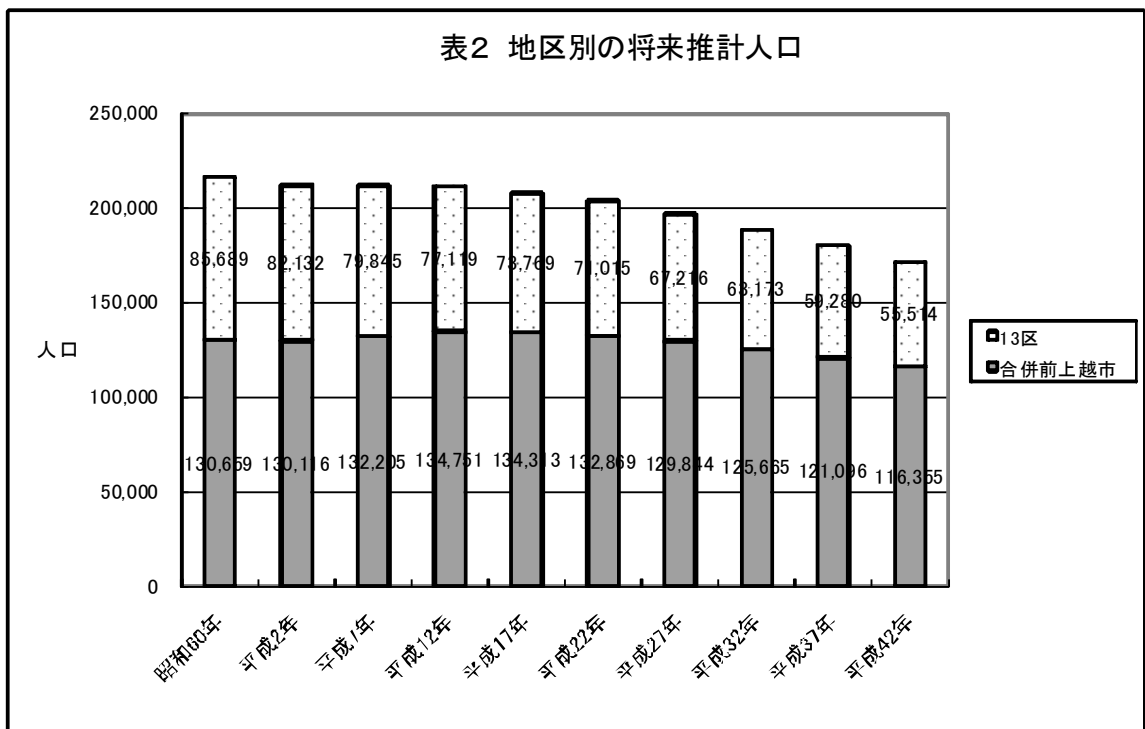
今後も出生数が死亡数を下回ることや、転入者が転出者を下回ることにより、人口の減少傾向はさらに強まり、平成27年には約197,000人になるものと推計されます。(平成17年10月1日現在の人口と比較して約5.3%の減)



【出典：上越市第5次総合計画より（平成19年12月策定）】

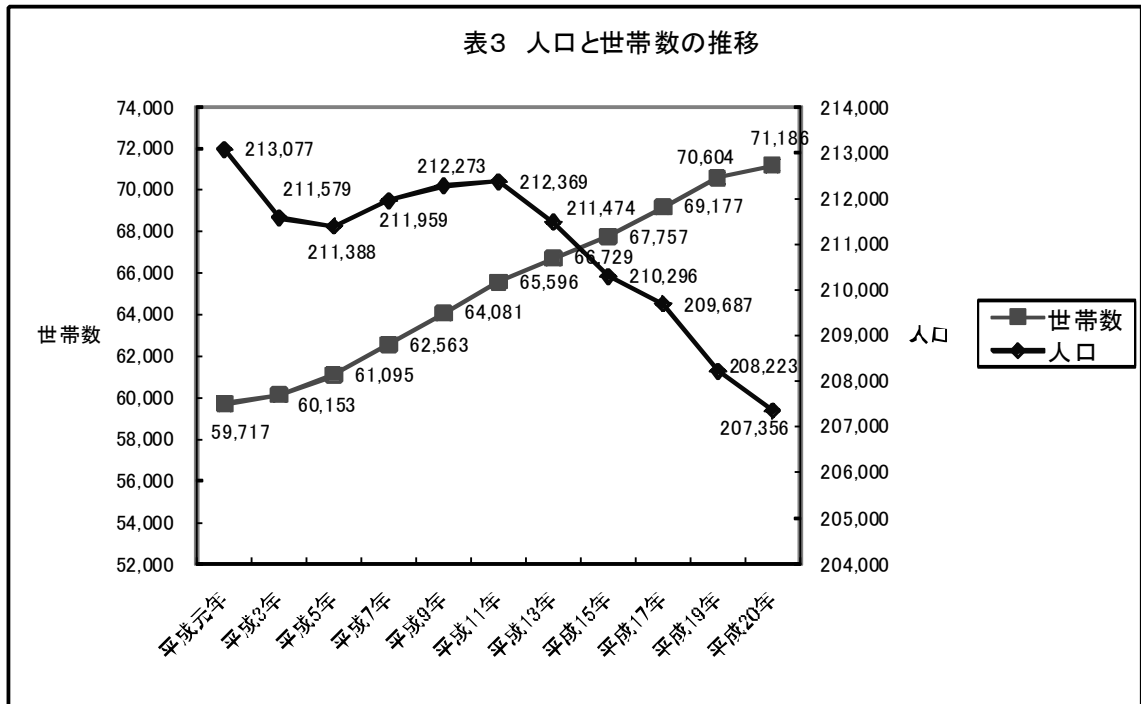
また、各区(旧13町村)の人口については、一部の区(頸城区や板倉区)を除いて減少割合が大きく、今後も同様の傾向が予想されます。

さらに、年齢3区分別人口(老年人口：65歳以上、生産年齢人口：15歳以上64歳以下、年少人口(0歳以上14歳以下)については、年少人口や生産年齢人口の割合が低下するのに対し、高齢人口の割合が上昇するなど、少子高齢化がさらに進むことが予想されます。



【出典：上越市第5次総合計画より（平成19年12月策定）】

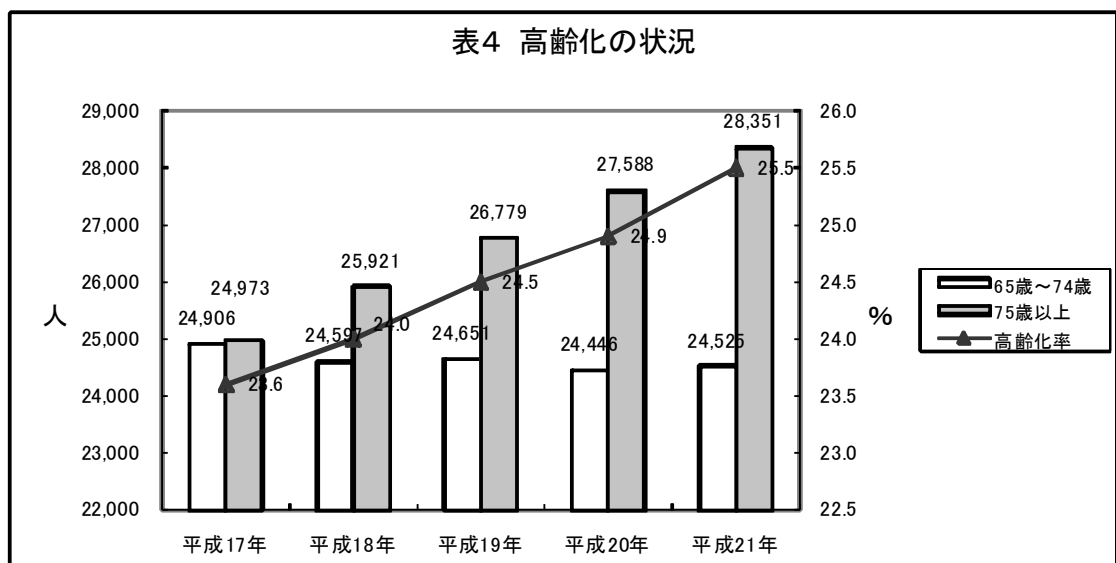
なお、人口と世帯数を比較すると、人口は平成11年度をピークに減少してありますが、世帯数は右肩上がり推移しており、その背景には核家族化や高齢化の急速な進展を見て取ることができます。



【出典：平成21年度版上越市統計要覧】

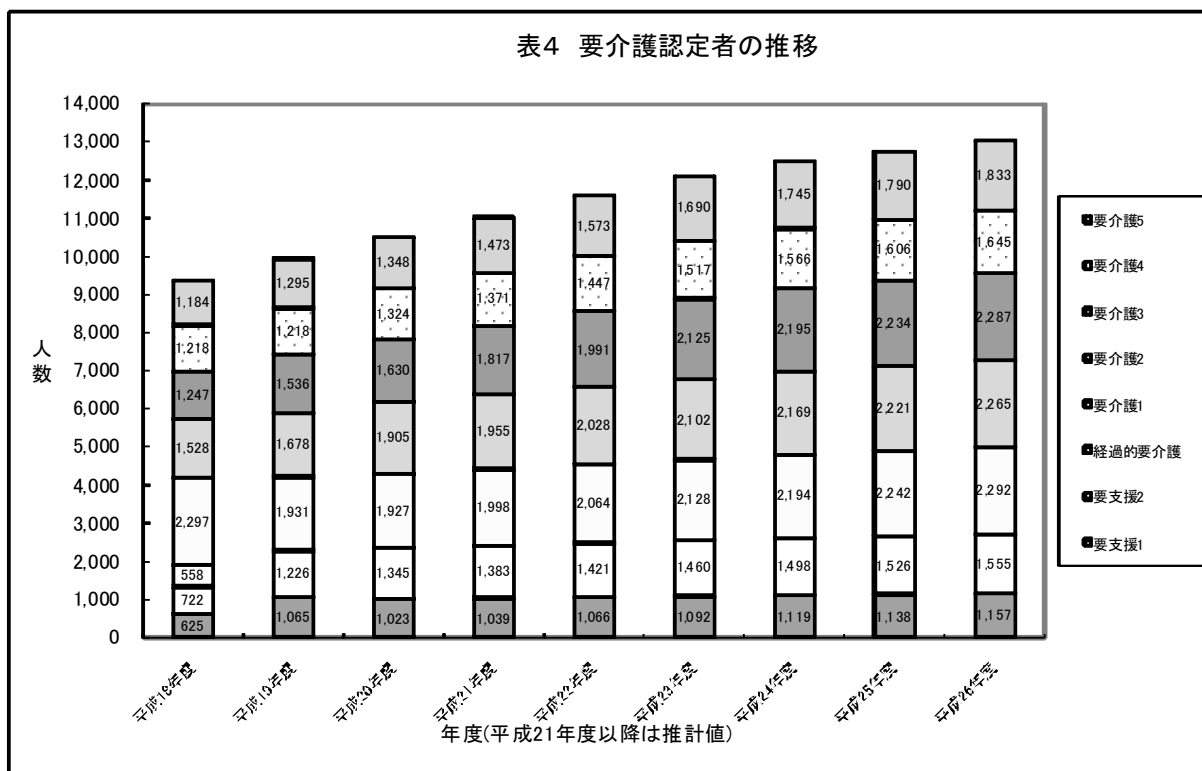
## ②高齢化の状況

高齢化の状況を見ると、特に75歳以降の後期高齢者の伸びが、65歳から74歳までの前期高齢者の数を大きく上回るとともに、高齢化率については、平成21年に25.5%となり、市民の4人に1人を高齢者が占める状況になっています。



【出典：上越市のふくし 2009年(平成21年)版より】

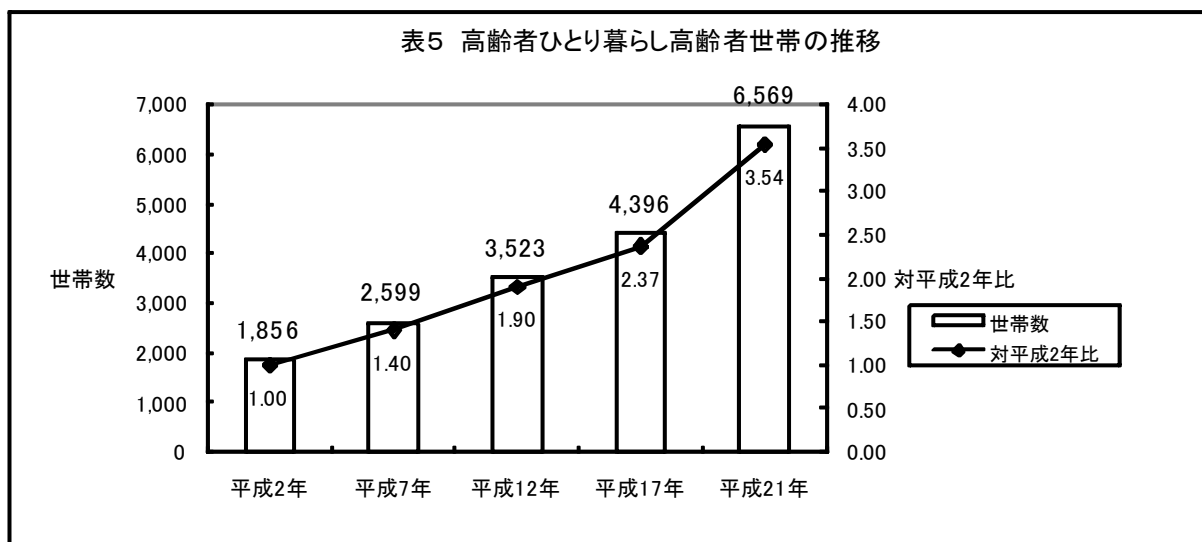
また、要介護認定者の推移をみると、今後は、要支援1及び2並びに要介護3の認定者が増加する傾向にあります。



【出典：第4次介護保険事業計画（平成21年3月策定）】

さらに、高齢者ひとり暮らし世帯の推移を見ると、高齢化が進んだ結果、高齢者ひとり暮らし世帯も増加の一途をたどっています。

平成21年4月現在の高齢者ひとり暮らし世帯数は、約20年前の平成2年に比べて3.54倍にまで急増しており、この傾向は今後も継続するものと予想されます。

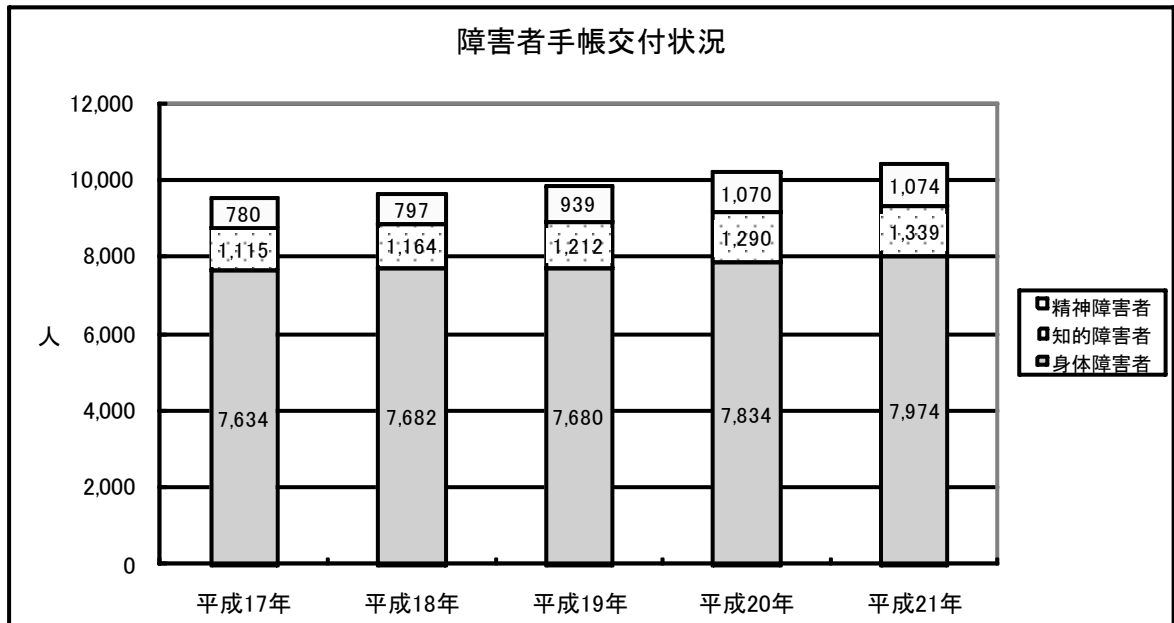


【出典：第4次介護保険事業計画（平成21年3月策定）】



### ③障害者手帳の交付状況

障害者手帳の交付状況では、身体・知的・精神の3障害すべてが年々増加しており、平成20年には3障害の手帳の交付人数が1万人を超えています。

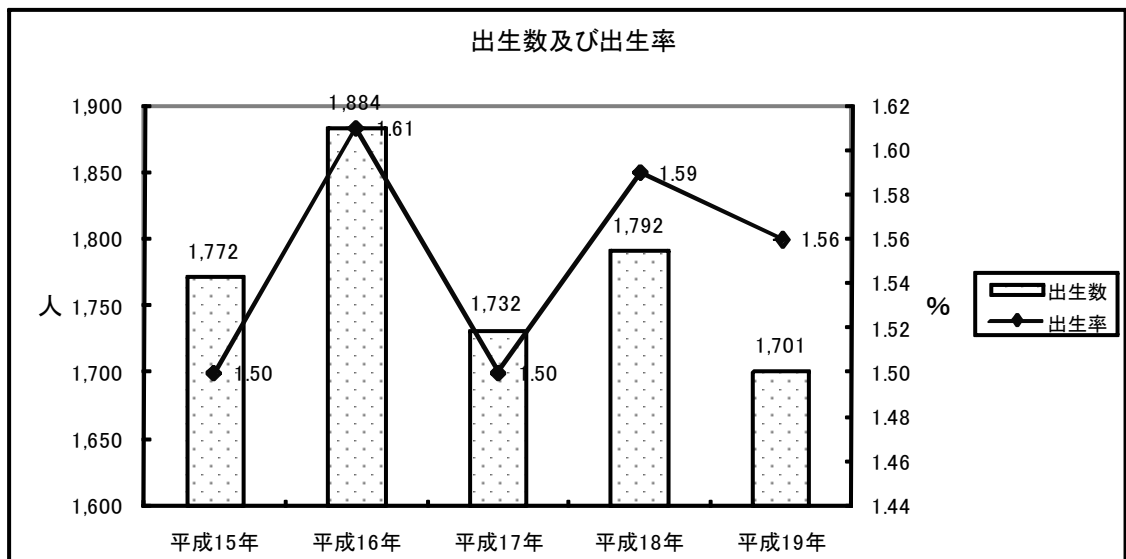


【出典：上越市のふくし 2009年(平成21年)版より】

### ④出生数及び出生率（合計特殊出生率）の推移

出生数及び出生率（合計特殊出生率）は、年ごとに増減がありますが、平成19年の出生率（合計特殊出生率）は新潟県（1.37%）や全国（1.34%）の数値を上回っています。

しかし、人口の自然増と自然減の境目である2.08%（人口置換水準）を大きく下回っており、今後も人口の大きな増は見込めない状況にあります。



【出典：上越市のふくし 2009年(平成21年)版より】

## 2 上越市社会福祉協議会を取り巻く現状と課題

### (1) 現状

#### ① 社会福祉制度の変化

平成12年の社会福祉事業法から社会福祉法への改正及び同年の介護保険制度並びに平成18年の障害者自立支援法の創設など、国の社会福祉制度・施策が大きく変化してきたことに伴い、社協の位置付け・責務・役割にもさまざまな影響が及んでいます。

#### ② 社会福祉協議会の合併

平成16年12月に上越地域の14市町村社協が合併し、地域福祉活動を主な業務とする14の本所及び支所と介護保険事業を中心とする54の事業所を合わせ、650名を超える職員を擁する新生上越市社協が誕生しました。

合併から5年を経過し、住民に信頼される上越市社協として、住民のニーズに応じた質の高い地域福祉サービスを安定的・継続的に提供していくための新たな組織・事業の構築に向け、この間各種委員会等を設置し検討を進めています。

### (2) 課題

こうした現状を概観するだけでもこれから上越市社協が解決しなければならない課題は多く見受けられます。

その解決に向け、上越市社協に係わるすべての関係者が今後の上越市社協のあるべき姿の共通認識を有し、真摯に各種事業に取り組んでいくことが重要になっていきます。

そこで、そのあるべき姿を明確に示すものとして運営・事業実施計画を策定しなければなりません。

#### ① 運営・事業実施計画の策定

上越市社協の今後のあり方を明確にするとともに、その実現に向けて具体的・計画的に各種事業を推進していくことが肝要であり、そのための実効性の高い計画策定を進める必要があります。

#### ② 合併に伴う課題整理

平成16年12月の合併に際して、各種事務事業の取り扱いに関するもののほか、一定の期間を設定しながら協議や調整を行うことが定められていたことから、できるかぎり早期にそれらの実現に向けた取り組みを進めることが求められています。

あわせて、合併後5年を経過した中で新たに生じた地域福祉課題についても住民ニーズを的確に把握し、真に住民が望んでいる上越市社協の福祉サービスの提供に努める必要があります。

### ③健全な財政運営と適切な経営の確立

長引く経済不況とそれに伴う国及び地方公共団体の厳しい財政状況により、運営財源に影響が生じており、介護保険等サービス事業からの繰り入れにより、法人運営及び地域福祉活動を行っている状況であることから、適正な会費などのあり方、行政補助金の確保、介護保険等サービス事業の継続による健全な財政運営に向けた早急な検討・取り組みが求められています。

### ④社会福祉協議会を取り巻く外的要因への対応

現在、障害者自立支援法の廃止など、国の社会福祉制度の見直しなどが進められており、こうした動向を的確に把握するとともに、そうした変化に適切に対応できる体制整備が求められています。

## 第3章 上越市社会福祉協議会の理念と目標

### 1 基本理念

#### ◆ 共に生き共につくる福祉社会を目指して ◆

～いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を～

少子高齢化の急速な進行と生活様式の変貌に伴い、地域における住民相互のつながりが希薄化する中で、上越市社協は、地域住民の参画及び連携による地域福祉の実現を推進する必要があります。

そのために、住民や行政などと上越市社協が一体となり、男性も女性も、若いも若きも、障害のある人もない人も、地域で暮す全ての人々が「共に生き共につくる」という想いを共有し、いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活をおくることのできるような福祉社会の実現を目指します。

### 2 基本目標

基本理念の実現に向け、今後の上越市社協が取り組む方向として次の3つの基本目標を掲げます。

#### (1) 地域に信頼される社協づくり

より住民や地域に密接した身近な上越市社協として、住民のニーズに応じた一人ひとりが真に満足できる質の高いサービスの提供を進めるため、新たなサービスの創造、人材の育成や財政基盤の強化、経営体制の充実を図ります。

#### (2) 住民参加による地域福祉の推進

地域が抱えている福祉課題を解決するためには、当事者である地域住民との課題の共通認識とともに、協働した取り組みが必要です。このため、地域住民による自主的な地域福祉活動が促進されるよう働きかけることに加えて、在宅福祉サービスの積極的な展開の支援及び総合的な提供を行うなど、地域福祉の充実・強化を目指します。

#### (3) 利用者本位の福祉サービスの提供

上越市社協が提供する福祉サービスは、地域の福祉課題や住民の福祉ニーズに基づき開拓、実施してきました。それは、住民一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できる環境づくりの活動でもありました。

今後さらに、住民主体の地域福祉活動と介護サービス等のサービス事業を一体的・総合的に実施することにより、安全安心な地域づくりを推進するとともに、常に利用者の立場を尊重しサービス提供を行います。

そのため、利用者ニーズの的確な把握、サービスの質の向上、地域福祉活動との連携による包括的な支援体制の整備を図ります。

## 第4章 実施方針及び事業計画

### 1-(1) 目指すべき社協像の確立と実践

上越市社協が、さらに地域や住民に信頼され、必要とされるには、目指すべき社協像を明確にし、その実現のために日常的な事業活動の実践を通して、住民の理解と参加を得ることが必要です。

#### ① 目指すべき社協像の確立

上越市社協が掲げる基本理念「共に生き共につくる福祉社会を目指して」は、地域住民一人ひとりが社会の一員として主体的に、そして他の住民と連帯・協働してよりよい地域づくりに参画する社会を目指しています。

そして、その実現のために日ごろの地域福祉活動を通した「地域に信頼される社協づくり」、住民主体の地域活動を主とした「住民参加による地域福祉の推進」、地域福祉活動と介護保険・自立支援事業及び相談支援事業を一体的に取り組むことによる「利用者本位の福祉サービスの提供」の3つの基本目標の実現に向け、実施方針及び事業計画を策定し一体的かつ計画的に推進します。

#### ② 目指すべき社協像の実践

上越市社協が目指すべき社協像は、社協活動の原則である「住民ニーズ基本の原則」と「住民活動主体の原則」に基づき、身近な地域で住民自身が抱えるニーズや福祉課題を的確に把握し、ニーズの実現や福祉課題の解決に住民自らが行きとどいていくことができるよう支援するとともに、住民の活動と活動を結びつけ、さらに地域の社会資源や専門機関等との連携・協働を図り、誰もが「いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を」実現していくことです。

そのためには、「目指すべき社協像」について住民の一人ひとりから理解していただくとともに「共につくる」ため、地域組織や人材育成などの体制及び環境整備に努めます。

### (2) 各種基盤づくりの強化

上越市社協が、目指すべき社協像を確立し、実践していくためには、社協の理事会・評議員会をはじめ事務局体制など、組織体制の整備、財源の確保と健全な財政運営、そして住民主体の地域組織の整備と連携及び協働等の各種基盤整備が必要です。

#### ① 理事会・評議員会の機能強化

目指すべき社協像を確立し、実践していくためには、事業活動の方針決定機関であり、事業活動実施の執行機関である理事会・評議員会の機能を強化することが必要です。

そのために、理事会・評議員会の定数や選任区分の見直しを進めるとともに、理事会内に専門部会、専門家などの参加による課題別委員会を設置するほか、

理事会・評議員会の四半期ごとの開催など、役員会の活性化に向けた取り組みを進めます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
理事・評議員定数及び選任区分の検討、改編	定数、選任区分の検討	検討結果に基づく改選		改選期	
理事会内に総務運営、地域福祉、介護サービス事業の専門部会を設置	専門部会の設置				
課題別委員会の設置	必要に応じ課題別委員会を設置				

## ②組織体制の整備・強化

理事会・評議員会及び部会・委員会等の運営、住民参画の組織体制の整備・充実などを円滑に行い、事業計画に基づく各種事業を着実かつ実効的にしていくためには、上越市社協の組織全体の体制整備が必要です。

そのために、本所・支所の機能と体制の見直し、ブロック制導入による効率的・効果的な組織運営推進など、事業活動展開の基盤整備を図っていきます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
本所・支所機能の整理・区分と体制確立	上越支所の設置及び本所・支所の機能・体制確立				
ブロック制導入	ブロック制の導入検討	ブロック制導入			

## ③事務局体制整備による円滑な事業展開の推進

上越市社協の円滑な事業活動の展開ときめ細やかなサービス提供を行うためには、理事会・評議員会の機能強化や社協組織の整備・強化とともに、事務局の体制及び機能の強化が必要です。

とりわけ社協は、公共性の高い団体として、良質な福祉サービスを多様な職種の職員によつて的確かつ適切に提供することや、社会規範や倫理・モラルなどを日常的に意識し順守することが求められます。そのため、体系的な職員研修を強化するとともに、個々の職員の経験や階層に応じた研修、業務や職種の専門性をふまえた職員育成や能力開発など、人材育成に努めます。

また、事業活動の透明性の確保などネットワークシステムによる情報の開示や活用・共有とともに、個人情報保護などの情報管理をさらに推進します。

あわせて、苦情対応・リスクマネジメントの整備や災害時対応の一層の充実を図るとともに、様々な業務に携わる職員の労働環境の改善を進めます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
内部研修の体系化 (H22年度から 3か年計画で実施)	内部研修体系 化2年目	内部研修体系 化3年目 研修体系の評 価・見直し	研修体系の整 備・実施	→	→
外部研修の計画的 な活用	外部研修の活 用	→	→	→	→

#### ④法人運営及び事業財源の確保と健全な財政運営の確立

安定的な法人運営と効果的な事業活動展開のためには、健全な財政運営が必要です。そのため会費の統一と納入率の向上推進、共同募金改革への対応、介護保険等サービス事業と法人運営、地域福祉事業の一体的・総合的な展開による経営強化、補助金・助成金・受託事業の効果的な導入や民間助成事業の活用などにより確実な財源確保を図るとともに、事務の効率化・省力化、事業活動の効率的・効果的な実施による支出削減に努めます。

さらに、健全な財政運営を持続的に確立するため、事業の見直しをはじめ、収支バランスや人件費比率、職員採用・職員配置などの検討も含め、中期的財政計画の調査研究・策定により、財源確保及び支出削減の検討・実施を図っていきます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
会費の統一	会費統一、納 入率向上推進	→	→	→	→
共同募金改革の 動向確認と対応	動向確認と対 応検討	→	→	→	→
効果的な補助・助 成・受託事業の提 案	調査研究	→	→	→	→
中期財政計画の 策定	調査研究	→	財政計画の策 定、実施	→	→
支出削減の推進	支出削減の検 討及び実施	→	→	→	→

#### ⑤住民主体の地域組織の整備と連携・協働の推進

社協の活動理念の一つである「住民主体」による取り組みを推進することで、地域住民の各種福祉ニーズの実現や福祉課題の解決が可能になります。

そのため、地域福祉推進委員会の設置や地区社協整備の検討など、住民参画のための組織体制の整備・充実などを図っていきます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地域福祉推進委員 会設置	全地区設置	→	→	→	→
地区社協の整備	調査研究	→	地区社協の整 備・普及	→	→
住民組織、関係機 関団体等との分 担・連携・協働の 推進	住民組織、関 係機関・団体 等との分担、 連携、協働の あり方検討・ 推進	→	→	→	→

## ⑥住民ニーズ・福祉課題の把握及び調査研究

上越市社協の運営及び事業活動の基盤強化を図るため、きめ細かな地域懇談会の実施をはじめ、理事会・評議員会や地域福祉推進委員会の開催を通して、地域住民のニーズ・福祉課題の把握に努めるとともに、ニーズの実現や福祉課題の解決などの地域福祉活動に、住民自身が主体的に取り組めるよう支援を行い、上越市社協への理解と参加の推進を図ります。

さらに、住民意識や課題別・分野別の調査及び研究を行い、上越市社協の組織・運営の整備・改善、新たな事業・サービスの開拓などに努めます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地域懇談会の実施	70会場	75会場	80会場	80会場	80会場

## ⑦広報活動の充実

広報などを活用し上越市社協の目的や事業活動等の周知に努めるとともに、福祉大会・ふくしまつりなどイベント事業の拡充を図り、上越市社協のPRや市民の福祉に対する関心を高めます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
広報委員会の設置	広報委員会の設置	—————→			
ふくしまつりイベント事業の拡充	支所又は複数支所単位で計画実施	—————→			

### 2-(1)住民主体による福祉のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるためには、地域住民が主体的に身近な地域の福祉課題やニーズを認識し、活動していく環境づくりが必要です。そうした観点から今後は、身近な小地域での支え合い・助け合い活動を地域福祉推進事業の最重要取り組みとして位置づけ、実施していくとともに、地域での支え合い活動では対応しきれないケースについては、地域包括支援センター等関係機関と連携し支援を行い、在宅福祉活動の充実強化を図ります。

さらに今後は、地域主体の福祉活動の持続的な担い手として、地区社協の整備について検討していく必要があります。

また、新たな福祉ニーズや地域課題の的確な把握に基づき、これまでの事業について見直しを行うとともに、ブロック制導入や地区社協の整備検討などに伴い、今後の上越市社協が取り組むべき事業という観点から、現在実施している統一事業・独自事業について、地域特性に十分配慮しつつも基本的には全地域での一体感のある事業展開に向けていく必要があります。



## ①小地域福祉活動の推進と地域コーディネーターの育成

少子高齢化、核家族化の進行、家族形態の変容などにより、人間関係の希薄化が進み、地域社会からの孤立、災害時対応などのほか、悪徳商法などの消費者被害などが、地域内で大きな問題になっています。

これらの問題を解決するために、身近な地域での住民相互の支え合いや日常的な安否確認などの活動が担う役割が大きくなってきています。

そこで住民の小地域福祉活動への主体的参加を促進し、継続的活動につなげていくために、地域コーディネーターなど、地域に密着した福祉の担い手を発掘・養成するとともに、上越市社協が住民主体の活動に協力・支援していく体制を強化していきます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小地域ネットワーク活動事業	新規 15 地域 (累計 60)	新規 15 地域 (累計 75)	新規 15 地域 (累計 90)	新規 20 地域 (累計 110)	新規 20 地域 (累計 130)
ふれあいいきいきサロン事業	新規 20 会場 (累計 120)	新規 20 会場 (累計 140)	新規 20 会場 (累計 160)	新規 20 会場 (累計 180)	新規 20 会場 (累計 200)
ふれあい支え合いマップづくり事業 (※1)	新規 5 会場	新規 5 会場 (累計 10)	新規 10 会場 (累計 20)	新規 10 会場 (累計 30)	新規 15 会場 (累計 45)
地域コーディネーターの養成・支援 (※2)	養成講座 1 回	養成講座及び 研修会各 1 回	—————→		

※1 ふれあい支え合いマップづくり事業とは、平成23年度からの新規事業として、災害時はもとより、日常的に見守り・声かけ、生活支援等を受けている人が、どこにいるのかを地域で把握し、小地域での地図を作成する事業です。

※2 地域コーディネーターとは、地域の見守り活動やサロン活動を通して課題や福祉ニーズを発見し、地域住民とともに考え、また、社協と相談、調整しながら小地域福祉活動を推進する中心的役割を担う人材です。

## ②住民相互の支え合いと権利擁護の推進

日ごろから高齢者や障がいのある人が地域の人々と交流し、共に地域で生活していけるよう支援していく体制づくりに努めます。

そのために障がいのある人に対しては、授産施設・福祉作業所等との連携及び市民の理解と参加による就労支援や製品販売支援等を通しての社会参加意識の高揚を図ります。

また、判断能力に不安を抱える人の福祉サービス利用支援とそれに伴う日常の金銭管理や重要書類の預かりなどを行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。あわせて、権利擁護に大きな役割を担っている成年後見制度の普及や法人として上越市社協の成年後見の受任（法人後見）などを行政及び関係機関・団体と連携し、さらには市民の理解と参加を促進します。

このほか、児童虐待、いじめ・不登校など、児童・青少年を取り巻く環境に深刻な問題が発生しており、専門機関などによる対策とともに、住民相互の支え合いによる、子育てや子どもたちが健やかに育まれるための環境整備が必要

になっています。このような状況の中、やすづか学園では、いじめ・不登校などに悩む生徒を受入れ、学校や家庭及び地域との連携を図りながら、一人ひとりの意思と個性を尊重する教育プログラムにより、生徒の学ぶ権利の擁護に努め、自立を支援します。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
就労支援ネットワーク活動の支援の充実	共同受注の連絡調整及び活動支援	ネットワーク自主運営支援の充実	—————→		
日常生活自立支援事業の充実	事業啓発と研修強化 研修会年3回	—————→			
成年後見制度の普及と法人後見の受任	制度の普及及び法人後見体制整備	成年後見制度周知のための講演会実施 年1回	—————→		

## (2) ボランティア・福祉を支える人づくり

小地域活動とボランティア活動が組み合わせられることで、より豊かできめ細やかな福祉活動が推進できます。そのためにも、ボランティアセンター機能を強化し、ボランティアの発掘・育成、活動調整を推進します。

また、福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加を推進するために、全世代を対象にした福祉教育を推進します。

### ① ボランティアセンターの体制整備と啓発強化

地域のさまざまな福祉ニーズに対応するためには、多様な形態の活動が活発に展開されることが必要です。

そのために、ボランティアセンターの体制整備を強化し、住民自身がボランティア活動に積極的に参加できるよう、総合的に支援できる体制づくりを強化します。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ボランティアセンターの体制整備と啓発強化	センターの体制整備と啓発強化	—————→			

### ② ボランティア養成・研修と活動の場の充実

地域の福祉ニーズ及び福祉課題について、広く市民に周知するとともに、活動に直結するような講習・研修を積極的に実施し、より実態に対応した地域福祉活動が展開できるよう努めます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ボランティア 養成講座	8講座開催	10講座開催	→		
ボランティア 体験学習	児童・生徒の 福祉体験学習 15校実施	20校実施	→	24校実施	→
ボランティア 研修会	25回開催	→			

### ③全世代を対象とした福祉教育の充実

地域の人々を含めた学習できる機会や場を拡充し、福祉教育を充実させ、全世代の市民を対象とした福祉活動の参加促進に努めます。

また、企業等の社会貢献活動については、ボランティア活動の参加の呼びかけと情報提供を継続実施します。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
世代間交流事業 (※1)	15会場実施	→			

※1 世代間交流事業とは、「昔の遊び体験」、「地域の歴史を知る学習会」等、地域の子どもと高齢者、親子等、世代を超えて交流する活動です。

### ④自主活動団体の育成・支援

地域福祉の推進を目的に、地域で自主的・主体的に活動している障がい者関係団体、老人会などの各種団体の継続的な活動を支援します。

## (3)個別支援の強化

福祉サービスの利用者や地域住民の立場に立ち、個別の福祉ニーズや生活課題の解決及び自立した生活を支援するために、相談・支援体制の充実を図るとともに、住民参加型在宅福祉サービスやボランティアによる日常生活支援の活動を充実します。

また、介護サービス事業においても住民参加型在宅福祉サービスをはじめとしたさまざまなサービスとの連携により、総合的な支援を行い、個別の福祉ニーズや生活課題の解決に向け支援します。

### ①地域に密着した相談・支援体制の充実

身近な場所で、いつでも住民の困りごと、悩みごと、心配ごとに対応できる相談体制の充実を図り、問題解決に向け支援します。

また、低所得世帯・高齢者世帯及び障がい者世帯の自立した生活を支援するため、生活福祉資金貸付事業による貸付及び、それに伴う相談・支援を充実するとともに、住民参加型またはボランティアによる日常生活支援の活動を充実します。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
心配ごと相談事業	相談員・職員の研修強化 研修会2回	研修会3回	—————→		
生活福祉資金貸付事業	相談支援の充実	—————→			
住民参加型在宅福祉サービス等	提供会員の拡充	—————→			

## ②総合的な福祉サービスの提供

上越市社協が行う福祉サービスは、各サービスの利用者に対する支援のみに止まらず、家族支援や身近な地域でのネットワークづくりなど、広い観点での取り組みが必要なことから、地域全体のニーズ把握に努め、制度に基づく介護サービスに加え、住民参加型在宅福祉サービスなどを組み合わせることで、地域が必要としているサービスを総合的に提供します。

### 3-(1)安全安心な福祉サービスの提供

上越市社協は、地域福祉推進の中核的な団体として、公共性の高い福祉サービスを行政や関係機関との連携のもとに提供し、さまざまな利用ニーズに応じていく重要な責務を有していることから、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、これからも市民から信頼される安全で安心な福祉サービスの提供に努めます。

#### ①地域で求められる福祉サービスの提供

地域におけるさまざまな生活課題について、住民による支え合いなど地域の福祉力を活かしながら行政をはじめ地域包括支援センター、関係機関や団体等と連携・協働し、地域で求められる福祉サービスを提供します。

#### (2)福祉サービスの質の向上

社会福祉事業の主たる担い手として、利用者の立場に立った良質な福祉サービスが提供できるよう、サービスの質の向上を図ります。そして、サービス提供を通してその人の生活を支える、という原点に立ち、常に自らの事業運営のあり方を見直します。

とりわけ、利用者の生活支援に密接に関わる介護サービスなどでは、職員一人ひとりの適切な対応と確かな介護技術という専門性が求められます。

そのために、さらに福祉サービス従事者としての資質と専門性を高める技術の向上や能力開発に努めるとともに、リスクマネジメントや苦情解決などの取り組みを強化し、個人情報保護ほか徹底した法令順守のもと地域の信頼と社会的責任に応えます。

また、職員それぞれが社会福祉事業への理解を含め、地域における身近な生活課題を常に意識し、解決に向けた実践に取り組むために社協職員としての自覚を高め、資質の向上に取り組みます。

### ①事業評価制度の導入

提供する福祉サービスを自己評価することで事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を図ります。利用者の意見を積極的に取り入れるとともに、外部からの第三者評価を導入し、事業の改善に努めます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新潟県福祉サービス第三者評価の実施	1～2事業所を選定し実施	評価に基づく改善の実施	新たに1～2事業所を選定し実施	評価に基づく改善の実施	→
経営診断の実施	1～2事業所を選定し実施	評価に基づく改善の実施	新たに1～2事業所を選定し実施	評価に基づく改善の実施	→

### ②先駆的な取り組みの実践

利用者本位のサービスを提供するために、利用時間の延長など、ニーズに応じた弾力的な事業運営や内容改善に取り組むとともに、介護保険等サービス事業では事業所の特性を活かした先駆的な取り組みを実践します。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
モデル事業所による新たな取り組みの実施	定員、規模別にモデル事業所を選定し、新たな取り組みを検討	モデル事業所における取り組みの実践	→		取り組みの評価
ニーズを先取りする事業展開	マーケティングと全国的な動向調査	調査内容を活かした先進的なサービスの提供	→		→

### (3)在宅福祉サービスの充実

地域に根ざした在宅福祉サービスを継続的に展開していくために、各事業やサービスの定期的な評価、見直しを行い、業務内容や経営面などの改善に取り組めます。

また、指定管理者制度によって実施している事業については、今後ともサービスの充実を図るとともに、中長期的な観点からは利用者への安定的かつ継続的なサービス提供ができるよう、施設の自主管理を見据えた対応を検討していきます。

さらに、上越市社協が初めて自主経営を行う吉川区の施設「いこいの里あさひ」においては、地域の福祉を推進する身近な福祉拠点の役割を担いながら、良質な介護サービスが継続的に提供できるよう、堅実な施設経営に努めます。

#### ①継続的な在宅福祉サービスの提供と経営改善

自主経営する「いこいの里あさひ」はもとより、指定管理者制度によって実施している事業など全ての在宅福祉サービスについては、明確な経営指針を策定し継続的なサービスの提供に努めます。

あわせて適切な人員配置や業務の効率化・省力化などにより経費の削減を図り、安定した事業が営めるよう、経営面の改善を行います。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
経営指針の策定及び経営面の改善	経営状態の検証	経営指針の策定及び経営面の改善	—————▶		

## ②指定管理施設の健全な運営

指定管理者制度では、一定の指定期間ごとに管理者の選定が行われるため、現在上越市社協が指定を受けて介護保険サービスなどを提供している施設が、指定期間満了後も継続して管理・運営できるとは限らないのが現状です。

しかし、地域に根ざした在宅福祉サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、指定管理者制度の趣旨を十分に認識するとともに地域福祉に貢献するという役割を踏まえ、今後とも利用者にとってよりよいサービスが提供できるよう改善を図りながら健全な施設運営を行います。

さらに中長期的な観点からは、上越市社協が自主的に運営できる管理形態の可能性も含め検討していきます。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度の継続	諸課題の整理・検討	次期指定管理者申請に向けて諸準備	—————▶		

## (4)相談支援体制の充実

上越市社協では、支所の地域福祉活動専門員による地域に密着した相談支援から地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、さらには、日常生活自立支援事業などの専門的な相談支援まで、さまざまなレベルでいろいろな相談に応じています。障がいがある人もない人も、また高齢になっても、だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、今後はより総合的な相談支援体制樹立に向けて、関係機関とともに取り組んでいきます。

### ①障害者相談支援センターの運営

平成21年4月から上越市福祉交流プラザ内で、上越市社協を中心に4法人協働により障害者相談支援センターを運営し、上越市や新潟県の委託を受けて障がいのある人の相談支援にあたっています。

今後とも人材の育成と組織の強化を図り、上越市あるいは上越圏域における中核的な相談支援機関として役割を果たしていきます。

### ②総合的な相談支援体制の樹立

支所の地域福祉活動専門員などを中心に、身近な地域住民の具体的な困りごとや福祉ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて地域包括支援センターや障害者相談支援センターなど専門相談機関につなげ、連携して支援にあたっていきます。

## 第5章 計画推進に向けて

### (1) 財源確保

上越市社協が目指すべき理念を実現していくためには、安定した法人運営と地域福祉事業の一層の充実のための財源が必要になります。

しかし、今日の厳しい経済情勢のもと、各種補助金・助成金及び事業受託金も年々減少する中、財源は介護保険事業収入に偏在せざるをえない現状です。

そのため、会費の統一と納入率向上、さらに共同募金改革の動向を注視するとともに、民間の補助事業・助成事業の活用を図ります。

また、介護保険等サービス事業と地域福祉事業との総合的な事業展開を図るとともに、地域福祉の担い手としての上越市社協の果たすべき役割という観点から補助金・助成金、事業受託金などについて関係機関などとの協議を行う一方、支出削減にも積極的に取り組むなど、長期的視野に立った財源確保に努めます。

### (2) 市民などとの協働体制

社協は、地域福祉推進の中核的な団体として社会福祉法に位置づけられていることから、社協活動の原則である「住民ニーズ基本の原則」、「住民活動主体の原則」に基づき、行政はもとより、市民、地域活動団体、関係機関・団体との連携を図り地域福祉推進に努めます。

そのためにも、地域福祉推進委員会の全地区設置、地区社協の調査研究と整備・普及、小地域福祉活動の推進、権利擁護活動の普及・推進、介護支援、生活の自立支援などをはじめとする個別支援の推進の取り組みなどを通して、市民参画のネットワークの構築を進めます。

### (3) 人材育成

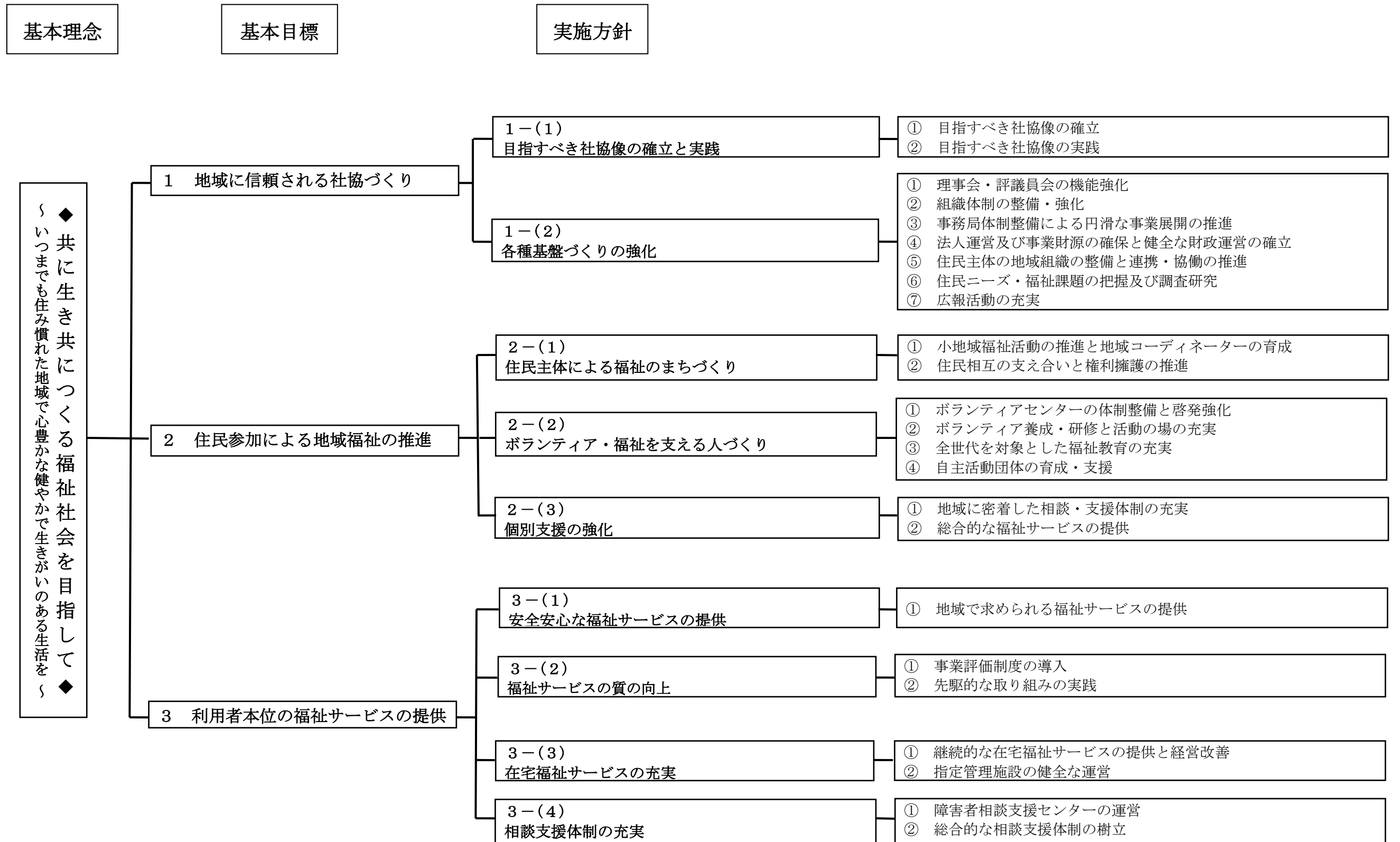
上越市社協が今後も地域福祉推進の役割を継続してになっていくためには、職員のさらなる資質向上を図るとともに、住民主体の活動推進のため広範な世代のボランティアや地域活動推進のキーパーソンなど、地域において中心的に活動する人材を見出し、連携・協働を図っていくことが必要です。

そのため職員の研修強化を図るとともに、市民の皆さんが主体的に活動に参加・参画できるよう研修・講習の充実や活動支援の充実を図ります。

### (4) 計画の進捗管理

この計画を着実に進め、かつ実効性のあるものとしていくため、適切な進捗管理を行うとともに、毎年度末には各年次計画の実施状況について検証するものとする。

# 上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画体系図





項目別・事業別年次計画一覧表

実施方針		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
項目	大区分					
	中区分又は個別事業名 小区分又は個別事業名					
[1-(1) 目指すべき社協像の確立と実践]						
① 目指すべき社協像の確立						
1	社協運営・事業実施計画の着実な進捗による目指すべき社協像の確立	目指すべき社協像の確立				→
② 目指すべき社協像の実践						
1	実施計画に基づく目標達成の具体的な実践	年次計画に基づく実践				→
[1-(2) 各種基盤づくりの強化]						
① 理事会・評議員会の機能強化						
1 理事会、評議員会の選任区分、定数の見直し						
1)	理事会、評議員会の選任区分と定数	定数・選任区分の検討・確定	検討結果に基づき改選	→	改選期	→
2)	理事会の定期開催	年4回の定期開催				→
2 理事会内に専門部会を設置						
1)	総務、地域福祉、介護サービスの3部会の設置	専門部会の設置、運営強化				→
2)	課題別委員会の設置	必要に応じ設置				→
② 組織体制の整備・強化						
1 本所・支所の機能整理とブロック体制整備						
1)	本所・支所機能の整理と体制整備	上越支所設置、本所・支所の機能・体制整備				→
2)	ブロック制導入による体制整備	ブロック制導入検討	ブロック制導入			→
③ 事務局体制整備による円滑な事業展開の推進						
1 円滑な事業展開のための職員研修による人材育成						
1)	採用時及び資質向上のための職員研修	内部研修体系化(平成22年度から3年計画の2年目)	内部研修体系化(3年目)、研修体系の評価・見直し、改善	研修体系の整備・実施		→
2)	外部研修の計画的な活用	外部研修の活用				→
2 本所・ブロック・支所間の情報伝達・共有システムの整備・活用						
1)	ネットワークシステムの効果的な活用及び改善	システム機能の確認と普及策の検討及び実施				→
2)	情報の共有及び情報管理	担当部署、情報管理体制の確立				→
3 苦情対応・リスクマネジメント						
1)	苦情受付・解決体制の整備	規程・統一マニュアルの策定及び職員間の情報共有推進				→
2)	サービス利用者の安全確保、事故防止及び事故対応などリスクマネジメント	安全確保、事故防止、リスクマネジメントの徹底				→
3)	第三者評価導入に伴う対応	導入条件の確認、導入の検討	試行的導入実施(新たに1~2事業所)	必要に応じ導入実施(新たに事業所を追加)		→
4 災害時対応						
1)	発災時の職員行動基準の明示・徹底	行動基準、対応マニュアルの改善・周知・徹底				→
2)	介護保険サービス事業等での緊急受入対応	緊急受け入れ指針の検討・整備				→

実施方針		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
項目	大区分					
	中区分又は個別事業名					
	小区分又は個別事業名					
	3) サービス事業利用者の安全確保、安否確認	迅速な対応体制の整備				→
	4) 被災地への職員派遣等応援対応	派遣体制整備、人材養成、訓練継続				→
④ 法人運営及び事業財源の確保と健全な財政運営の確立						
1 事業活動財源の確保						
	1) 会員会費制度の改善・整備	会費の統一、会費納入率の向上推進				→
	2) 共同募金配分金収入の確保	動向確認と対応検討				→
	2 補助金・委託金の確保	調査研究の実施				→
	3 その他財源の確保	調査研究の実施				→
	4 事務の効率化・事業の見直し等支出削減の推進	事務・事業の見直しによる支出削減の推進				→
	5 財政計画の策定	調査研究の実施	→	計画の策定・実施		→
6 人事・労務管理の改善						
	1) 職員採用、登用制度の改善	調査研究の実施	→	計画の策定・実施		→
	2) 職員処遇・労働条件の検討	給与体系・運用、諸権利等の検討	→	給与体系・運用、諸権利等の実施		→
	3) 業務評価システムの整備	自己評価、管理者評価の継続・充実				→
	4) 職員配置計画、職員採用・登用計画の策定	調査研究の実施	→	計画の策定・実施		→
	5) 職員の健康管理、労災事故・交通事故の撲滅	安全衛生委員会の構成、機能の改善実施				→
⑤ 住民主体の地域組織の整備と連携・協働の推進						
1 住民参画による社協運営の強化						
	1) 地域福祉推進委員会の設置	全地区に設置				→
	2) 地区社協構想の調査研究	調査研究の実施	→	地区社協設置普及・拡大		→
	3) 住民組織、関係機関団体等との分担・連携・協働のあり方整理	住民組織、関係機関・団体等との分担・連携・協働の推進				→
⑥ 住民ニーズ・福祉課題の把握及び調査研究						
1 住民ニーズ・福祉課題の的確な把握						
	1) 地域福祉懇談会の実施	70会場で開催	75会場で開催	80会場で開催	80会場で開催	80会場で開催
	2) 地域福祉推進委員会事業	全地区設置				→
	3) ニーズ調査事業	調査項目、調査方法等検討実施				→
	4) ふくしまつり等でのニーズ調査の実施	各種イベント・行事に併せ調査実施、調査結果の分析				
⑦ 広報活動の充実						
1 広報活動の充実						
	1) 広報委員会の設置	委員会の設置、運営強化				→
	2) 統一広報発行事業	紙面内容の充実・改善				→
	3) 地域広報発行事業	支所別に継続実施 ブロック制導入に伴う検討	支所又はブロック別に継続実施			→

実施方針		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
項目	大区分					
	中区分又は個別事業名 小区分又は個別事業名					
	4) 社会福祉大会開催事業	社協PRの強化				→
	5) ふくしまつりイベント事業	支所又は複数支所単位で計画実施				→
	6) シルバー情報テレフォンサービス事業	高齢者向け情報の提供充実 月2回 ふき込み実施	事業の啓発強化			→
	7) 社協の日	事業内容、計画検討	ブロック別に計画実施			→

[2-(1) 住民主体による福祉のまちづくり]

① 小地域福祉活動の推進と地域コーディネーターの育成

1 小地域福祉活動の拡大強化

1) 小地域ネットワーク事業	15地域 (60地域)	15地域 (75地域)	15地域 (90地域)	20地域 (110地域)	20地域 (130地域)
2) ふれあいいきいきサロン事業	20会場 (120会場)	20会場 (140会場)	20会場 (160会場)	20会場 (180会場)	20会場 (200会場)
3) ふれあい支え合いマップづくり事業	5会場	5会場 (10会場)	10会場 (20会場)	10会場 (30会場)	15会場 (45会場)

2 地域に密着した福祉の担い手育成・支援

1) 地域コーディネーターの養成・支援	養成講座 1回	養成講座及び研修会各1回			→
---------------------	---------	--------------	--	--	---

3 在宅福祉活動の充実実施

1) 高齢者の集い事業	住民参加の協力による事業実施	ブロック制導入に伴い、ブロック別統一実施			→
2) 在宅ボランティアサービス事業	提供会員の拡充及び研修会の充実 研修会1回	研修会 2回	研修会 2回	研修会 2回	研修会 2回

4 委託・補助事業の見直し検討し、充実実施

1) のびやか広場	関係期間と連携し、内容充実強化				→
2) コミュニティーデイホーム事業	事業内容の充実				→
3) シニアサポートセンター事業	提供会員の拡充				→
4) 在宅重度障がい者移動支援	事業内容見直し及びボランティア会員の拡充				→
5) 介護技術講習会	本所、支所(地区割り)で実施 3会場で充実実施	3会場で充実実施			→
6) 男性による在宅介護・介助講習会	支所(地区割り)で実施 1会場で充実実施	1会場で充実実施			→
7) ふれあいランチサービス	事業内容見直し				→
8) 訪問理・美容サービス	事業の啓発及び拡充				→
9) おはようコール	事業の啓発及び拡充				→
10) 手話・要約筆記奉仕員派遣	事業内容見直し				→
11) 手話・要約筆記・点訳・朗読奉仕員養成	事業内容見直し				→

② 住民相互の支え合いと権利擁護の推進

1 障がい者交流・研修事業の拡大実施

1) 障害者交流・研修	住民参加型の交流事業で実施				→
-------------	---------------	--	--	--	---

2 障がい者の就労支援及び授産施設等の運営支援

1) 授産施設・作業所の運営支援	PR強化・販売内容拡充				→
------------------	-------------	--	--	--	---

実施方針		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
項目	大区分					
	中区分又は個別事業名					
	小区分又は個別事業名					
	2 就労支援ネットワーク活動の支援の充実	共同受注の連絡調整及び活動支援	ネットワーク自主運営支援の充実			→
	3 不登校児の短期自立支援事業の充実					
	1) やすづか学園	個別対応充実・強化し環境整備強化				→
	4 日常生活自立支援事業の充実					
	1) 日常生活自立支援事業の充実	事業啓発と研修強化 研修会 年3回				→
	5 成年後見制度の普及と法人後見の受任					
	1) 成年後見制度の普及と法人後見の受任	制度の普及及び法人後見体制整備	成年後見制度周知のための講演会実施 年1回			→

[2-(2) ボランティア・福祉を支える人づくり]

① ボランティアセンターの体制整備と啓発強化

1 ボランティアセンターの体制整備と啓発強化

1) ボランティアセンターの体制整備と啓発強化	ボランティアの体制整備と啓発強化					→
-------------------------	------------------	--	--	--	--	---

② ボランティア養成・研修と活動の場の充実

1 ボランティアの養成・研修会の強化

1) ボランティア養成講座	8講座開催	10講座開催				→
2) ボランティア体験学習	児童・生徒の福祉体験学習15校実施	20校実施	20校実施	24校実施	24校実施	
3) ボランティア研修会	25回開催	25回開催	25回開催	25回開催	25回開催	

③ 全世代を対象とした福祉教育の充実

1 世代間交流事業の支援及び助成(※昔の遊び体験・地域の歴史を知る学習会)

1) 世代間交流事業	15会場実施	15会場実施	15会場実施	15会場実施	15会場実施	
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--

2 福祉協力校育成・支援事業の実施

1) 福祉協力校育成・支援事業	未実施小学校への普及共募改革動向確認					→
-----------------	--------------------	--	--	--	--	---

④ 自主活動団体の育成・支援

1 自主活動団体への活動助成及び支援

1) 自主活動団体への活動助成及び支援	自主団体と連携し支援					→
---------------------	------------	--	--	--	--	---

[2-(3) 個別支援の強化]

① 地域に密着した相談・支援体制の充実

1 総合的な相談に対応できる体制整備の充実

1) 心配ごと相談事業	関係機関との連携協働で実施及び相談員・職員の研修強化(研修会2回)	研修会:3回	研修会:3回	研修会:3回	研修会:3回	
-------------	-----------------------------------	--------	--------	--------	--------	--

2 対象世帯の自立支援と継続的な相談支援体制の確立

1) 生活福祉資金貸付事業	相談支援の充実					→
---------------	---------	--	--	--	--	---

実施方針		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
項目	大区分					
	中区分又は個別事業名					
	小区分又は個別事業名					
<b>[3-1) 安全安心な福祉サービスの提供]</b>						
① 地域で求められる福祉サービスの提供						
1	地域で求められる福祉サービスの提供	行政や関連機関等との連携・協働による福祉サービスの充実				→
<b>[3-2) 福祉サービスの質の向上]</b>						
① 事業評価制度の導入						
1	新潟県福祉サービス第三者評価の実施	1～2事業所を選定して実施	評価に基づく改善の実施	新たに1～2事業所を選定して実施	評価に基づく改善の実施	→
2	経営診断の実施	1～2事業所を選定して実施	評価に基づく改善の実施	新たに1～2事業所を選定して実施	評価に基づく改善の実施	→
② 先駆的な取り組みの実践						
1	モデル事業所による新たな取り組みの実施	定員、規模別にモデル事業所を選定し、新たな取り組みを検討	モデル事業所における取り組みの実践		→	取り組みの評価
2	ニーズを先取りする事業展開	マーケティングと全国的な動向調査	調査内容を活かした先進的なサービスの提供			→
<b>[3-3) 在宅福祉サービスの充実]</b>						
① 継続的な在宅福祉サービスの提供と経営改善						
1 訪問介護事業						
1)	介護保険・障害者自立支援事業の充実	利用増に伴う事業所間の協力体制の強化				→
2)	制度外サービスの強化	制度の狭間にあるニーズに対応する保険外ホームヘルプサービス等への取り組み強化				→
2 通所介護事業・短期入所生活介護事業						
1)	受入れ体制の強化	障がい者等の利用も含めた受入れ体制の拡充				→
3 入所施設(特養・グループホーム)						
1)	小規模型入所施設の健全経営	小規模型の入所施設であっても、人員配置等の見直しにより効率的な経営に努め、継続的に事業を実施				→
② 指定管理施設の健全な経営						
1	指定管理者制度の継続	諸課題の整理・検討	時期指定管理者申請に向けての検証と諸準備			→

## 社会福祉法人上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、上越市社会福祉協議会あり方検討専門部会報告に基づき、事業部門毎に具体的実施計画を策定するため、上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し、必要な事項を定める。

### (部会の設置)

第2条 事業部門別毎に運営・事業改善実施計画の協議を行うため、この委員会に、次の部会を置く。

- ・総務運営事業部会
- ・地域福祉事業部会
- ・介護保険事業部会

### (委員会、部会の役割)

第3条 委員会は、上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画策定のため、次の事項について協議し、上越市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提言する。

- (1) 法人運営と組織に関する事項
- (2) 地域福祉事業・活動の推進に関する事項
- (3) 介護保険事業・自立支援事業に関する事項

### (事務局)

第4条 この委員会の事務局は、総務課に置く。また各部会の事務局は、総務運営事業部会は総務課、地域福祉事業部会は地域福祉課、介護保険事業部会は介護サービス課とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (部会長及び副部会長)

第6条 各部会に、部会長1名、副部会長1名を置き、部会長及び、副部会長は会長が指名する。

- 2 部会長は、会務を統括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 委員会、部会の会議は、委員長及び部会長が招集する。

- 2 委員長、部会長及び事務局は、委員会、部会の協議事項及び協議の経過並びに協議の結果について、会議録、報告書を作成し会長に報告及び提言を行う。

(委員会組織)

第8条 委員は、20人以内をもって構成し、上越市社会福祉協議会の理事、評議員、及び関係機関・団体等の職員のうちから、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会・各部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

- 2 この要綱は、平成21年12月7日から施行する。初回の任期は、第9条にかかわらず委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

## 上越市社会福祉協議会運営・事業改善実施計画策定委員会 委員

(順不同)

所 属	氏 名		備 考
上越市社会福祉協議会副会長 (上越市民生委員児童委員協議会連合会会長)	田 中 好 一		
上越市社会福祉協議会副会長 (上越市町内会長連絡協議会長)	田 中 昭 平		
上越市社会福祉協議会理事 (上越市役所福祉課長)	佐 藤 潔		
上越市社会福祉協議会理事 (上越市役所高齢福祉課長)	宮 崎 雅 彦	小 菅 一 彦	H22.04.01.交代 (上越市の機構改革により2課統合し、上越市高齢者支援課に変更)
上越市社会福祉協議会理事 (上越市役所介護保険課長)	馬 場 和 明		
上越市社会福祉協議会理事 (上越市町内会長連絡協議副会長)	木 澤 勝		副委員長 地域福祉事業 部会長
上越市社会福祉協議会理事 (吉川区住民代表)	小 田 倅 平		介護サービス事業 部会長
上越市社会福祉協議会理事 (板倉区住民代表)	太 田 茂		介護サービス事業 副部会長
上越市社会福祉協議会理事 (名立区住民代表)	三 浦 元 二		委員長 総務運営事業 部会長
上越市社会福祉協議会評議員 (大潟区住民代表)	後 藤 紀 一		地域福祉事業 副部会長
上越市社会福祉協議会評議員 (頸城区住民代表)	井 部 辰 男		総務運営事業 副部会長 H22.07.01.理事
新潟県社会福祉協議会 (地域福祉課長)	内 田 達 男	石 塚 良 英	H22.04.01.交代



上越市社会福祉協議会運営・事業改善実施計画策定委員会  
総務運営事業部会 委員

(順不同)

所 属	氏 名		備 考
上越市社会福祉協議会理事 (大島まちづくり振興会副会長)	内 山 実		
上越市社会福祉協議会理事 (柿崎地区町内会長代表)	白 井 秀 雄		
上越市社会福祉協議会理事 (三和区住民代表)	上 田 一 誓	杉 田 良 平	H22.08.01.交代
上越市社会福祉協議会理事 (名立区住民代表)	三 浦 元 二		部会長
上越市社会福祉協議会評議員 町内会長(高田4区代表)	鳴 海 壽 一		
上越市社会福祉協議会評議員 町内会長(高田7区代表)	松 苗 正 彦		
上越市社会福祉協議会評議員 町内会長・地区協議会長(谷浜地区代表)	丸 山 義 雄		
上越市社会福祉協議会評議員 町内会長(頸城区代表)	井 部 辰 男		副部会長 H22.07.01.理事
上越市社会福祉協議会評議員 町内会長・区連絡協議会副会長(清里区代表)	横 山 文 男		

上越市社会福祉協議会運営・事業改善実施計画策定委員会  
地域福祉事業部会 委員

(順不同)

所 属	氏 名	備 考
上越市社会福祉協議会理事 (上越市町内会長連絡協議会副会長)	木 澤 勝	部会長
上越市社会福祉協議会理事 (上越市ボランティア連絡協議会長)	中 村 忠 雄	
上越市社会福祉協議会理事 (浦川原区住民代表)	保 高 和 好	
上越市社会福祉協議会理事 (頸城区住民代表)	大 場 崇 夫	H22.06.30. 理事退任
上越市社会福祉協議会理事 (清里区住民代表)	梨 本 隆	
上越市社会福祉協議会評議員 町内会長 (安塚区代表)	岡 秀 實	
上越市社会福祉協議会評議員 町内会長 (高田5区代表)	野 口 捷 一	
上越市社会福祉協議会評議員 (町づくり大潟代表)	後 藤 紀 一	副部会長
上越市社会福祉協議会評議員 (三和ボランティア友の会長)	松 永 智 恵 子	

上越市社会福祉協議会運営・事業改善実施計画策定委員会  
介護保険事業部会 委員

(順不同)

所 属	氏 名	備 考
上越市社会福祉協議会理事 (吉川区住民代表)	小 田 倅 平	部会長 H22.06.30. 理事退任
上越市社会福祉協議会理事 (板倉区住民代表)	太 田 茂	副部会長
上越市社会福祉協議会理事 (くびきのNPOサポートセンター常務理事)	秋山 三枝子	
上越市社会福祉協議会理事 (ほほ笑よしかわの里施設長)	山 田 良 一	
上越市社会福祉協議会評議員 (三和区住民代表)	鷲嶺 三代子	
上越市社会福祉協議会評議員 上越市民生委員児童委員協議会連合会高齢者部会長	池 田 丈 夫	
上越市社会福祉協議会評議員 上越市民生委員児童委員協議会連合会障害者部会長	小 島 秀 男	
上越市社会福祉協議会評議員 上越市老人クラブ連合会副会長	保坂 宇多子	
上越市役所介護保険課副課長	市 川 重 隆	

上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画策定委員会及び  
3事業部会連絡調整会議、3事業部会の開催状況

(1) 策定委員会

開催年月日	会 場	検 討 内 容 等
平成21年 12月22日	第1回 上越市福祉交流プラザ	委員長・副委員長の選任、部会長・副部会長の選任、 あり方検討専門部会報告及び取り組み状況の確認、 今後の検討・協議事項等の確認ほか
平成22年 5月14日	第2回 上越市福祉交流プラザ	各部会からの報告、中間報告のまとめほか
10月18日	第3回 上越総合福祉センター	計画案全体の調整協議、答申のまとめほか

(2) 3事業部会の連絡調整

開催月日	会 場	検 討 内 容 等
平成22年 1月29日	第1回 上越市福祉交流プラザ	今後の委員会及び部会の進め方の確認、社協運営・事業実施計画 の構成等の確認ほか
5月10日	第2回 上越市福祉交流プラザ	各部会の検討協議内容報告、中間報告内容の調整協議
10月 5日	第3回 上越総合福祉センター	各部会の検討協議内容報告、計画案全体の調整協議

(3) 事業部会の開催状況

① 総務運営事業部会

開催年月日	会 場	検 討 内 容 等
平成21年 12月22日	第1回 上越市福祉交流プラザ	あり方検討専門部会報告書及び職員作業部会提案に基づく検討課 題ほか
平成22年 1月29日	第2回 上越市福祉交流プラザ	検討課題の確認及び検討協議の順位ほか
2月25日	第3回 上越市福祉交流プラザ	社協の組織体制及び役員ほか
3月23日	第4回 上越総合福祉センター	組織体制・役員及び財源ほか
4月20日	第5回 上越総合福祉センター	会費統一・財源確保、組織・体制ほか
6月22日	第6回 上越総合福祉センター	会費統一、組織体制、計画策定日程調整確認ほか
7月20日	第7回 上越総合福祉センター	組織・体制、リスクマネジメント他個別項目ほか
8月24日	第8回 上越総合福祉センター	実施方針及び年次計画ほか
9月24日	第9回 上越総合福祉センター	計画書(案)、計画体系図、年次計画ほか

## ②地域福祉事業部会

開催年月日	会 場	検 討 内 容 等
平成21年 12月22日	第1回 上越市福祉交流プラザ	あり方検討専門部会報告書及び職員作業部会提案に基づく検討課題ほか
平成22年 1月29日	第2回 上越市福祉交流プラザ	地域福祉事業部会の重点検討事項の確認、今後の部会の進め方ほか
2月19日	第3回 上越総合福祉センター	計画第1章・3章の内容確認、第2章の必要情報・データ等の検討、重点検討事項の内容確認ほか
3月19日	第4回 上越市福祉交流プラザ	地域福祉事業実施の基本姿勢の確認、重点検討事項の内容及び検討優先順位ほか
4月19日	第5回 上越市福祉交流プラザ	自主活動団体育成・支援、ボランティア等ほか
5月17日	第6回 上越市福祉交流プラザ	組織、中間報告内容検討ほか
6月21日	第7回 上越市福祉交流プラザ	重点事業項目の現状と課題ほか
7月12日	第8回 上越市福祉交流プラザ	重点事業項目の現状と課題ほか
7月26日	第9回 上越市福祉交流プラザ	重点事項以外の個別項目の現状と課題ほか
8月26日	第10回 上越市福祉交流プラザ	実施方針及び年次計画、計画体系図ほか
9月28日	第11回 上越市福祉交流プラザ	計画書(案)、計画体系図、年次計画ほか

## ③介護サービス事業部会

開催月日	会 場	検 討 内 容 等
平成21年 12月22日	第1回 上越市福祉交流プラザ	社協が介護サービス事業に取り組む意義及びサービスの質の向上ほか
平成22年 1月29日	第2回 上越市福祉交流プラザ	指定管理制度の取り組みについて及び検討協議のための資料ほか
2月25日	第3回 上越総合福祉センター	指定管理制度及び社協が推進する地域福祉の中での介護サービス事業の位置づけほか
3月25日	第4回 上越総合福祉センター	指定管理制度及び部会中間報告の内容ほか
4月23日	第5回 上越総合福祉センター	事業及び経営改善、指定管理者制度対応ほか
6月24日	第6回 上越総合福祉センター	実施方針の検討ほか
7月27日	第7回 上越総合福祉センター	実施方針及び計画体系図ほか
8月26日	第8回 上越総合福祉センター	実施方針及び年次計画、計画体系図ほか
9月27日	第9回 上越総合福祉センター	計画書(案)、計画体系図、年次計画ほか

平成21年12月28日  
上社協諮問第1号

上越市社会福祉協議会運営・事業改善実施計画策定委員会  
委員長 三浦 元二 様

社会福祉法人上越市社会福祉協議会  
会 長 橋本 眞孝

### 諮 問

貴会に下記の事項を諮問します。

### 記

国及び市行政においては、依然として厳しい財政状況下にある中で、地域福祉の中核であるべき社会福祉協議会の公共性、独自性が論議されている。

当、上越市社会福祉協議会も平成16年12月に上越地域14市町村社協が合併し、合併前の地域特性を尊重しながらも、事業の公平性、効率性が求められている現状がある。

このような現状の中、将来にわたり、地域福祉の中核的役割を担いつつ、安定的で自立した社会福祉協議会の財政、組織、福祉事業のシステムを構築するため、次の事項をはじめとして、社会福祉協議会の財政運営全般にかかる中期計画について審議を求める。

- 1、上越市社会福祉協議会の安定的財政、組織体制等に関する事
- 2、上越市社会福祉協議会の行う地域福祉事業のあり方に関する事
- 3、介護保険事業及び障害者自立支援事業の経営に関する事

平成22年10月25日

上越市社会福祉協議会  
会長 橋本 眞孝 様

上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画策定委員会  
委員長 三 浦 元 二

上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画案について（答申）

平成21年12月28日付け上社協諮問第1号で本委員会に諮問のありました「上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画案の策定」について慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

記

- 1 上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画案 別冊のとおり

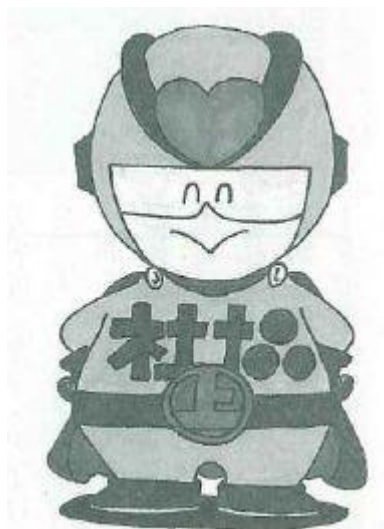
### 今後の主要項目のスケジュールと相互の関連性

項目 年度	1. 理事・評議員定数 及び選出区分の 検討・改編	2. ブロック制の導 入	3. 社協会費の統一	4. 地域福祉推進委 員会の設置	5. 地区社協構想の 調査研究・普及	6. 地域福祉事業の 統一・見直し・実 施	7. 中期的財政計画 の調査研究・策定 (財源、事務事 業、職員採用・配 置、支出削減等)
平成23年度	定数、選出区分を 検討し、確定	ブロック制の 導入検討	会費の統一 納入率の向上	全地区実施	調査・研究	調査・研究	調査・研究
平成24年度	検討結果に基づ き、改選実施	ブロック制の 導入					
平成25年度			(全市金額統一)		地区社協 設置・普及	原則として統一	検討結果に 基づき実施
平成26年度	改選期						
平成27年度							

↔ 調査研究及び実施に関して、相互関連が強く、同時に取り組むべき項目

→ 印の先の項目に、つながっていく又は強く影響する項目





発行  
平成 22 年 11 月

発行・編集者  
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

連絡先  
〒943-0893 新潟県上越市寺町 2 丁目 20 番 1 号  
電話 : 025-526-1515 FAX : 025-526-1230